

**電子情報通信学会 東京支部規程**  
(平成 23 年 12 月 19 日改正)

(総 則)

第 1 条 本支部の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。

第 2 条 本支部は、一般社団法人電子情報通信学会東京支部と称する。

第 3 条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。  
東京都、神奈川県、山梨県、埼玉県、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県

(事 業)

第 4 条 本支部は、本会定款に定める目的を達成するため随時、講演会、討論会、講習会、見学会等を開催する。

2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部運営委員および学生会顧問)

第 5 条 本支部に支部長 1 名、次期支部長 1 名、支部庶務幹事 2 名および支部会計幹事 2 名のほか、支部委員 24 名以内を置く（以下支部運営委員と総称する）。

2. 支部運営委員の任期は 2 年とする。ただし、次期支部長は、次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期はそれぞれ 1 年とし、支部運営委員としての任期は通算 2 年とする。
3. 支部委員のうち若干名を、支部長が支部運営委員会の決議を経て正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。
4. 支部運営委員に欠員を生じた場合は、支部長が支部運営委員会の決議を経て正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。ただし、支部運営委員としての任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 学生会に別に定める学生会顧問を置く。うち 2 名を支部長が支部委員として正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。

第 7 条 支部庶務幹事および支部会計幹事の職務分担は、次のとおりとする。

支部庶務幹事	庶務に関する事項ならびに他幹事の所掌に属しない事項
支部会計幹事	会計に関する事項

第 8 条 支部運営委員は支部運営委員会を組織し、支部の業務を決議し執行する。

第 9 条 支部運営委員の候補者の選挙は、本部役員および代議員の選挙と同時にを行う。

第 10 条 支部運営委員の候補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは支部運営委員会の決議を経て、支部長が定める。

(会 議)

第 11 条 本支部に、事業の円滑な運営を図るため支部運営委員会を置く。更に支部運営委員会の決議を経て必要な委員会を置くことができる。

第 12 条 支部長は、支部運営委員会を毎年 4 回以上招集し、その議長となる。

2. 支部長が必要と認めたときは、臨時支部運営委員会を招集する。

第 13 条 支部運営委員会は、総支部運営委員の議決数の過半数を有する支部運営委員が出席しなければ議事を開き、決議することができない。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 14 条 支部運営委員会の議事は、出席した支部運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第 15 条 本会規則第 60 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案、事業報告および決算は支部運営委員会の決議を経ることを要する。

(附 則)

1. 本規程の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。  
但し、平成 23 年度に実施する支部運営委員候補者等の選挙に関しては、本改正を準用して実施する。
2. 本規程の改正施行後、社団法人電子情報通信学会東京支部規程に基づく支部役員、支部評議員等は、それぞれ、支部運営委員、支部委員等と読替え、任期については残任期間まで継続して支部の業務を遂行するものとする。
3. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。